# 青森県病院薬剤師会会則

### 第1章 名称と事務局

- 第1条 本会は青森県病院薬剤師会という。(以下本会という。)
- 第2条 本会は事務所を会長の所属する病院薬剤部内又は会長の指定する施設に置く。

### 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は青森県にある病院、診療所、介護保険施設に勤務する薬剤師の連絡をはかり、会員の向 上発展を期し、似て県民の保健衛生の増進に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1)病院、診療所の薬剤部の設備、運営の改善向上に関する調査研究
  - (2)病院、診療所勤務薬剤師の教育、指導、地位の向上などに関し必要な事項
  - (3)病院、診療所の薬事に関係ある研究会、学術講演会、親睦会等の開催及び機関紙の発刊に関する事項
  - (4)社団法人日本病院薬剤師会、同日本薬剤師会、同青森県薬剤師会及び関係諸団体、並びに諸官庁との連絡に関する事項
  - (5)その他、目的達成に必要な事項

### 第3章 会 員

- 第5条 本会の会員は正会員、賛助会員及び名誉会員とする。
  - (1)正会員 青森県にある病院、診療所、介護保険施設に籍を有し、又は本会に勤務し、本会の目的及び事業に賛同する薬剤師
  - (2)特別会員 正会員以外の薬剤師免許を持ち、本会の目的及び事業に賛同する個人
  - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を支援する団体又は個人賛助会員は本会会員名簿および本会が作成した雑誌等の提供を受けることが出来る。
  - (4)名誉会員 本会に特に顕著な功績のあった者で理事会の決定により推薦された者
  - 2.名誉会員は、終身に渡って委嘱することとする。
- 第6条 正会員、特別会員及び賛助会員は本会所定の会費及び負担金を支払う義務を負う。
  - 2.会費の額及び負担金は、総会において定める。
  - 3. 既納の会費及び負担金は理由の如何を問わず返還しない。
- 第7条 正当の理由なくして会費の納入を6ヶ月以上怠り且つ催告に応じないものは退会したものとみなすことができる。

### 第4章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名

理 事 若干名

監事 2名

- 第9条 役員は次の職務を行う。
  - (1)会長は本会を代表し、会務を総理する。
  - (2)副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

- (3)理事は会長及び副会長を補佐し、会務を分掌する。
- (4) 監事は本会の会務及び会計を監査する。
- (5) 監事は毎年その監査の結果を総会に報告しなければならない。
- (6)理事及び監事はこれを兼任することはできない。

#### 第10条 役員の選出

会長は選挙によって選出し、副会長、理事及び監事は会長が委嘱する。

- 第11条 役員の任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
  - 2.補欠により就任したる役員は、前任者の任期の残任期間とする。
  - 3.役員は任期満了後も後任者の就任するまではその職務を行う。

### 第5章 代 議 員

第12条 社団法人日本病院薬剤師会の代議員は選挙によって選出する。

### 第6章 会 議

- 第13条 会議は総会、理事会とする。
  - 2.総会は毎年1回会長が招集する。
  - 3.総会の成立は正会員の過半数を必要とする。総会に出席できない正会員は委任状の提出をもって出席会員とみなすことができる。
  - 4.総会における議決は、出席者の過半数によって決する。可否同数の場合は会長が決する。
  - 5.総会の議長・副議長はその総会に於いて出席会員の中から選任する。
  - 6.理事会は、会長が必要に応じ臨時招集する。

## 第7章 事業年度

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終る。

#### 第8章 会 計

- 第15条 本会の会費は次の通りとする。
  - (1)正会員 10,000 円 (年会員)
  - (2)特別会員 10,000円(年会員)
  - (3) 賛助会員 一口 20,000 円 (年会員)

### 第9章 会則の変更

第16条 会則の変更は、総会の議決を要する。

第17条 本会則に定めなきものは、理事会において協議決定する。

### 第10章 雑 則

第18条 表彰等については、理事会で決定する。

第19条 正会員の慶弔については、次のとおりとする。

本人又は配偶者の死亡 弔慰金

- 2.前項の弔慶金の額は、会長にこれを一任する。
- 3.この会則は、本会事務局に連絡があったものについて適用する。

# 附 則

本会則は、昭和61年4月1日より施行する。

平成 16 年 4 月 1 日一部改正

平成 23 年 7 月 1 日一部改正

平成 24 年 5 月 12 日一部改正

平成 25 年 5 月 11 日一部改正

平成 28 年 5 月 14 日一部改正

### 青森県病院薬剤師会 細 則

### 会長及び代議員選挙規約

- 第1条 選挙の期日は40日前までにこれを告示しなければなりません。
- 第2条 立候補しようとする会員は、総会開会日の30日前までに、文書により事務局に届け出なければならない。
  - 2.前項の文書には、立候補しようとする会員の住所、氏名、所属病院名又は診療所名、所属施設名を記載し、署名捺印しなければならない。
  - 3.会員が他の会員を推薦しようとする時は、前条の日時までに、候補者の承諾書を添え、文書をもって選挙管理委員会委員長に届け出なければならない。
- 第3条 選挙管理委員会委員長は立候補届を締め切り後速やかに会員に告知しなければならない。
- 第4条 選挙は、立候補を届け出た会員(以下「立候補者」という。)について、総会に出席した正会 員の無記名投票により行う。
- 第 5 条 各選挙において、立候補者のうち得票数の高い順に定数までを、当選者とする。 ただし、会長については、総投票数の過半数を必要とし、得票数が過半数に満たない時は、 次点者と決選投票を行う。
- 第 6 条 立候補者の数が当該選挙の定数を超えないときは、選挙を行わずに、当該立候補者を当選者 とすることができる。
- 第7条 選挙権及び被選挙権は、会費を完納している青森県病院薬剤師会の正会員のみが有する。

#### 附 則

- 1. 本細則は、平成23年7月1日より施行する。
- 2. 平成23年9月1日 一部変更